司法試験

赤木式!論文問題実践演習学習法

上三 東京リーガルマインド



LM18010

2018 合格答案作成講座<赤木クラス> 入門修了生から予備試験、司法試験受験生必見! 赤木式!論文問題実践演習学習法

赤木式!論文問題実践演習学習法

第1 今後の学習方針等(入門修了生を念頭)

入門修了後の学習の目標

論文 本番で何が出ても一応の水準にたどりつく

短答 本番で何が出ても法律科目で80%を確保する

いつまで?

予備・・・2019年5月に短答、7月に論文

LS・・・2018か19年夏以降、順次(ほぼ全校論文)

やるべきこと 論文力の底上げ+論文対策知識の補充・穴埋め 短答力の底上げ+短答知識の新規インプット・穴埋め

(+αとして、予備対策だと一般教養+実務基礎)

受験までの大まかな月単位のスケジュールを作成し、実行していく (パック講座ある場合は、どの段階で受講するか、自分の私生活上のスケジュールを 勘案しながら決めていく)

第2 論文力完成講座の概要

- 0 講義編(論文用知識の総確認)と答案作成編(問題検討)答案作成編を柱に、講義編は弱点の発見・克服に役立てを答案作成編の準備が大変→時間の多くはこちらにあてる(以下の説明も)
- 1 ほぼ全回、論文問題の検討(+補充的 I N P U T) テキスト:セブンサミット発展編+論文問題集+α(新司、予備、旧司)
 - →問題集は講義の早い段階で以下のランク付け
 - (1)必須(A。重要難問)、(2)推奨(B、重要)、(3)任意(C、平易 or 傾向外)

2018 合格答案作成講座<赤木クラス> 入門修了生から予備試験、司法試験受験生必見! 赤木式!論文問題実践演習学習法

2 講義前の準備

全科目、最後の1~2回は+αの問題の予定

- →事前準備としては、扱う予定範囲の問題につき、(できれば時間制限して)答案構成メモ作成(自分が分かればよい→板書するメモ参照)
- ※答案構成・・・自分がそこから一定の答案を作成できるためのメモ。 慣れれば、どんどん短くなって省略も可能になる)
- ※検討の際、詰まった部分、よく分からなかった部分、自身の無かった部分をはっきりしておく(※ノートの取り方)
- +時間あれば、原因も考え、メモを=概ね①読み違い②知識不足③応用箇所 →②なら入門該当箇所の復習も

3 講義後の復習

講義前の準備でばっちり自信持って解けた問題で、私の答案構成とほぼ合致なら 復習不要

自信持って解けなかった問題について再検討→原因が①②なら知識再確認すれば解けるはず、③の場合、私の答案構成見て、どういう着眼点からそこにたどり着けるかの確認→その着眼点の可視化(ノート化推奨)

第3 論文検討の方法

基本的に、全科目、

- ①時系列の整理
- ②原告側の求める効果に関し、条文・判例から要件充足性検討
- ③被告側の否認ないし(条文・判例から)抗弁要件充足性を検討(否認>抗弁)
- ④再反論以下あれば要件検討

困ったときは、当事者目線と条文(+α)至上主義が鍵。

2018 合格答案作成講座<赤木クラス> 入門修了生から予備試験、司法試験受験生必見! 赤木式!論文問題実践演習学習法

※ まずは原告側の主張を網羅。

解釈論は、<u>結論を左右するなら</u>、どの要件の話か特定し、理由と結論簡潔に (急ぐときは判例の結論のみ定義的に書いてもOK)

論点よりも争点を。

- ※ 条文の指摘を怠らない。項・号まできちんと
- ※ 定義の重要性(あいまいな要件と刑法)
- ※ 反対説批判・問題提起はNot必須(むしろ不要)
- ※ 抽象的要件へは事実評価を重視 事実評価のポイント
 - …比較、当事者(or一般人)目線、組合せ、時間場所での切り取り等
- ※ 未知の解釈論・・・趣旨から。趣旨=誰のどんな利益、を可及的に明示
- ※ 悩むべきポイント(結論が両方向どちらもいける場合)は、悩みを見せる (「確かに・・・しかし・・・」論法)

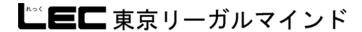
第4 実践

~旧司・平成12年民法第1間を題材に

(問題)

Aは、画商Bから著名な画家Cの署名入りの絵画(以下「本件絵画」という)を、代金2000万円で買い受け、代金全額を支払って、その引き渡しを受けた。当時、ABは、本件絵画をCの真作と思っており、代金額も、本件絵画がCの真作であれば、通常の取引価額相当額であった。Aは、自宅の改造工事のために、画廊を経営するDに対し、報酬1日あたり1万円、期間50日との約定で、本件絵画の保管を依頼し、報酬50万円を前払いして、本件絵画を引き渡した。その後、本件絵画がCの真作を模倣した偽物であって100万円程度の価値しかないことが判明したので、AがBに対し、本件絵画の引き取りと代金の返還を求めて交渉していたところ、本件絵画は、Dへの引き渡し後20日目に、隣家からの出火による延焼によって画廊とともに焼失した。

以上の事案におけるAB間及びAD間の法律関係について論ぜよ。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LM18010